

四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱

平成16年4月1日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。)、製造の請負、物品の購入(物品の修繕及び印刷製本を含む。)、及び業務委託(以下これらを「市工事等」という。)の契約に係る入札の公正な執行及び契約の適正な履行を確保するため、四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱(平成21年四国中央市告示第126号)及び四国中央市物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱(平成28年四国中央市告示第46号)に基づき、指名競争入札に参加する資格の認定を受けた者(以下「有資格業者」という。)に対する入札参加資格停止(一定の期間、一般競争入札にあっては入札参加資格を認めず、指名競争入札にあっては指名の対象外とする措置をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1又は別表第2に規定する措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表第1又は別表第2に規定する期間の範囲内で期間を定め、当該有資格業者に対し入札参加資格停止を行うものとする。

- 2 市長は、前項の入札参加資格停止を行った場合は、市工事等の契約に係る一般競争入札に当たり、当該入札参加資格停止に係る有資格業者の当該一般競争入札に係る入札参加資格を認めないものとする。
- 3 市長は、第1項の入札参加資格停止を行った場合は、市工事等の契約に係る指名に当たり、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を指名しないものとする。
- 4 市長は、第1項の入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第3条 市長は、前条第1項の入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとなるときは、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人に対し入札参加資格停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、共同企業体に対し前条第1項の入札参加資格停止を行う場合は、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該入札参加資格停止について責めを負わないと認められる者を除く。)に対し入札参加資格停止を併せて行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は第2項の入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。
- 4 前条第2項から第4項までの規定は、前3項について準用する。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表第1又は別表第2に規定する措置要件の2以上に

該当する場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の最も短い期間（以下「短期」という。）及び最も長い期間（以下「長期」という。）のうち最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

2 別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加資格停止の期間の短期は、別表第1及び別表第2規定する期間の短期の2倍の期間（当該期間が36月を超える場合にあっては、36月）とする。

(1) 別表第1又は別表第2に規定する措置要件に該当することにより入札参加資格停止を受けた有資格業者が、当該入札参加資格停止の期間満了後1年を経過するまでの間（当該入札参加資格停止期間中を含む。）に別表第1又は別表第2に規定する措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2 1の項から3の項までに規定する措置要件に該当することにより入札参加資格停止を受けた有資格業者が、入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に別表第2 1の項から3の項までに規定する措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格業者に対し入札参加資格停止をする場合において、情状酌量すべき特別の事由があるため、短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者に対し入札参加資格停止をする場合において、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍の期間（当該期間が36月を超える場合にあっては、36月）まで延長することができる。

5 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表第1、別表第2又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。

6 市長は、第5条第2項の規定により改善措置の報告を徴した場合において、改善措置が講じられたことを確認したときは入札参加資格停止期間満了時に当該入札参加資格停止を終了し、改善措置が講じられていないと判断したときは入札参加資格停止期間満了後も改善措置が講じられるまでの間、入札参加資格停止を継続するものとする。

7 市長は、入札参加資格停止期間が満了した有資格業者について極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、当初の入札参加資格停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加資格停止の期間を控除した期間をもって、新たに入札参加資格停止を行うことができるものとする。

8 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について当該事案について責めを負わないことが明らかとなった場合は、当該有資格業者に対する入札参加資格停止を解除するものとする。

（入札参加資格停止の通知）

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を行い、前条第5項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は前条第8項の規定により入札参加資格停止を解除し、又は第9条の規定により入札参加資格停止の措置を受けたものとみなした場合は、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

る。

2 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当該入札参加資格停止の事由が市工事等に関するものであるときは必要に応じ改善措置の報告を、別表第2 4の部暴力団関係者等の款(1)の項又は(6)の項から(11)の項までに規定する措置要件に該当することにより入札参加資格停止を行ったときは入札参加資格停止期間の満了日の1月前までに暴力団との関係を断った旨の誓約書及び改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、前条第6項の規定により入札参加資格停止を終了した場合又は入札参加資格停止を継続した場合は、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部又は一部について下請をし、若しくは受託をし、又は完成保証人となることを承認しないものとする。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加資格停止措置の特例)

第9条 第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定により入札参加資格停止を受けた有資格業者から合併、分割、営業譲渡等により業務を受け継いだ有資格業者は、当該入札参加資格停止の期間中において入札参加資格停止の措置を受けたものとみなす。

(入札参加資格停止措置の公表)

第10条 市長は、入札参加資格停止を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、代表者名、所在地、入札参加資格停止期間及び入札参加資格停止理由を公表するものとする。入札参加資格停止の期間中に入札参加資格停止期間の変更を行ったときも、同様とする。

2 前項の規定による公表は、閲覧所を設け閲覧に供する方法又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

附 則 (平成16年4月1日告示第35号)

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の川之江市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領、伊予三島市工事請負契約に係る指名停止処分等の措置要領、土居町建設工事指名停止処分要綱又は新宮村建設工事指名停止処分要領の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年7月19日告示第94号)

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の四国中央市建設工事指名停止措置要綱の規定によりなされた措

置その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成18年 5 月19日告示第89号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の四国中央市建設工事指名停止措置要綱の規定によりなされた措置その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成18年 6 月29日告示第103号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の四国中央市建設工事指名停止措置要綱の規定によりなされた措置その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成29年 6 月13日告示第90号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日告示第35号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の四国中央市建設工事指名停止措置要綱の規定によりなされた措置その他の行為は、この告示による改正後の四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱の規定によりなされた措置その他の行為とみなす。

別表第1（第2条関係）

事故等に係る措置基準

区分		措置要件		期間	
				始期	終期
1	虚偽記載	市工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認める場合		当該認定をした日	2月以上12月以内の範囲内で市長が定める日
2	粗雑履行	(1) 粗雑履行が故意であったと認める場合	市工事等の場合	当該認定をした日	4月以上24月以内の範囲内で市長が定める日
			県内における工事等（工事又は製造の請負、物品の購入その他の契約をいう。以下同じ。）で市工事等以外のもの（以下「県内一般工事等」という。）の場合	当該認定をした日	2月以上12月以内の範囲内で市長が定める日
		(2) 粗雑履行が過失であったと認める場合	市工事等の場合	当該認定をした日	2月以上12月以内の範囲内で市長が定める日
			県内一般工事等の場合	当該認定をした日	1月以上6月以内の範囲内で市長が定める日
3	市工事等に係る契約違反等	市工事等の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、又は不誠実な行為を行い、契約の相手方として不適当であると認める場合		当該認定をした日	1月以上12月以内の範囲内で市長が定める日
4	公衆損害事故	工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認める場合	市工事等の場合（軽微な損害の場合を除く。）	当該認定をした日	1月以上12月以内の範囲内で市長が定める日
			県内一般工事等の場合（重大な事故であると認める場合に限る。）	当該認定をした日	1月以上6月以内の範囲内で市長が定める日
5	工事等履行関係者事故	工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約履行関係者に死		当該認定をした日	1月以上8月以内の範囲内で市長が定める日

		亡者又は負傷者を生じさせたと認める場合	県内一般工事等の場合（重大な事故であると認める場合に限る。）	当該認定をした日	1月以上4月以内の範囲内で市長が定める日
--	--	---------------------	--------------------------------	----------	----------------------

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に係る措置基準

区分		措置要件		期間	
				始期	終期
1	贈賄	(1) 市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）の場合	逮捕又は公訴を知った日	18月以上36月以内の範囲内で市長が定める日
			有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の場合	逮捕又は公訴を知った日	16月以上30月以内の範囲内で市長が定める日
			有資格業者の使用人で、一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）の場合	逮捕又は公訴を知った日	14月以上24月以内の範囲内で市長が定める日
		(2) 県内の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	代表役員等の場合	逮捕又は公訴を知った日	16月以上36月以内の範囲内で市長が定める日
			一般役員等の場合	逮捕又は公訴を知った日	14月以上30月以内の範囲内で市長が定める日
			使用人の場合	逮捕又は公訴を知った日	12月以上24月以内の範囲内で市長が定める日
		(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	代表役員等の場合	逮捕又は公訴を知った日	6月以上24月以内の範囲内で市長が定める日
			一般役員等の場合	逮捕又は公訴を知った日	5月以上15月以内の範囲内で市長が定める日

			使用人の場合	逮捕又は公訴を知った日	4月以上10月以内の範囲内で市長が定める日
2	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反行為	有資格業者の業務全般（以下「業務」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認める場合	市工事等の場合	当該認定をした日	18月以上36月以内の範囲内で市長が定める日
			県内一般工事等の場合	当該認定をした日	14月以上36月以内の範囲内で市長が定める日
			県外における工事等の場合	当該認定をした日	6月以上24月以内の範囲内で市長が定める日
3	談合又は競売入札妨害	有資格業者である個人、有資格業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が、談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	市工事等の場合	逮捕又は公訴を知った日	14月以上36月以内の範囲内で市長が定める日
			県内一般工事等の場合	逮捕又は公訴を知った日	12月以上36月以内の範囲内で市長が定める日
			県外における工事等の場合	逮捕又は公訴を知った日	4月以上24月以内の範囲内で市長が定める日
4	暴力団関係者等	(1) 有資格業者である個人又は有資格業者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員、四国中央市暴力団排除条例（平成23年条例第30号。以下「市排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団関係者でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団関係者」という。）であると認める場合	当該認定をした日	12月以上24月以内（期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間）の範囲内で市長が定める日	
		(2) 有資格業者等が暴力団の威力を背景として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げる行為（以下「暴力的不法行為等」という。）を行ったと認める場合	当該認定をした日	12月以上24月以内の範囲内で市長が定める日	

	(3) 有資格業者等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）に暴力的不法行為等をさせたと認める場合	当該認定をした日	12月以上24月以上の範囲内で市長が定める日
	(4) 有資格業者等が暴力団対策法第2条第8号に規定する準暴力的要求行為を行い、又は同法第10条の規定に違反する行為を行ったと認める場合	当該認定をした日	8月以上18月以内の範囲内で市長が定める日
	(5) 有資格業者等が暴力団対策法第2条第7号に規定する暴力的要求行為に関与したと認める場合	当該認定をした日	8月以上18月以内の範囲内で市長が定める日
	(6) 有資格業者等が暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持運営に協力し、若しくは関与したと認める場合	当該認定をした日	6月以上18月以内（期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間）の範囲内で市長が定める日
	(7) 有資格業者等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用したと認める場合	当該認定をした日	6月以上12月以内（期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間）の範囲内で市長が定める日
	(8) 有資格業者等が暴力団等であると知りながら、暴力団等と下請契約や資材等の購入契約を締結するなど暴力団等を不当に利用したと認める場合	当該認定をした日	6月以上12月以内（期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間）の範囲内で市長が定める日

		(9) 有資格業者等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認める場合	当該認定をした日	6月以上12月以内（期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間）の範囲内で市長が定める日
		(10) 有資格業者等が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第21条の規定により公安委員会から公表された場合	当該認定をした日	6月以上12月以内（期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間）の範囲内で市長が定める日
		(11) 有資格業者等が市排除条例第13条の規定により公表された場合	当該認定をした日	6月以上12月以内（期間満了時において改善措置が講じられていないときは、改善措置が講じられるまでの間）の範囲内で市長が定める日
		(12) 資格業者等である個人又は有資格業者の役員、使用人若しくは実質的に経営に参加し、若しくは経営を支配している者が、業務に関し暴力行為等を行ったと認める場合	当該認定をした日	4月以上18月以内の範囲内で市長が定める日
		(13) 市工事等の履行に当たり、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠った場合	当該認定をした日	1月以上6月以内の範囲内で市長が定める日
5	建設業法違反	市工事等以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不相当であると認める場合	当該認定をした日	1月以上9月以内の範囲内で市長が定める日
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法に違反し、契約の相手方として不相当であると認める場合	当該認定をした日	6月以上24月以内の範囲内で市長が定める日

	(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)違反		不法投棄以外の廃棄物処理法違反を行ったと認める場合	当該認定をした日	4月以上24月以内の範囲内で市長が定める日
7	不正又は不誠実な行為	(1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行い、契約の相手方として不相当であると認める場合		当該認定をした日	2月以上18月以内の範囲内で市長が定める日
		(2) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定により罰金刑を宣告された場合		当該認定をした日	2月以上18月以内の範囲内で市長が定める日